

○東海市都市公園条例

昭和48年6月22日

条例第35号

改正 昭和50年3月25日条例第18号

昭和51年6月21日条例第23号

昭和52年3月30日条例第8号

昭和53年3月15日条例第4号

昭和53年9月28日条例第29号

昭和55年4月9日条例第17号

昭和57年7月1日条例第32号

昭和57年9月28日条例第35号

昭和58年4月12日条例第20号

昭和59年4月1日条例第19号

昭和60年4月1日条例第11号

昭和61年3月20日条例第15号

昭和62年3月27日条例第10号

昭和63年3月25日条例第11号

平成元年3月31日条例第19号

平成元年6月30日条例第26号

平成6年6月27日条例第18号

平成6年12月22日条例第35号

平成9年2月13日条例第2号

平成9年12月24日条例第52号

平成10年12月24日条例第57号

平成12年2月22日条例第5号

平成12年6月29日条例第60号

平成14年6月27日条例第36号

平成16年12月27日条例第30号

平成17年6月30日条例第19号

平成20年3月28日条例第13号

平成20年6月27日条例第25号

平成21年3月19日条例第6号

平成24年12月28日条例第24号

平成25年12月26日条例第45号

平成26年6月30日条例第22号

平成28年3月31日条例第24号

平成29年9月28日条例第25号

令和元年6月28日条例第19号

東海市都市公園条例をここに公布する。

東海市都市公園条例

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）

及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置等の告示)

第2条 市長は、都市公園を設置するときは、あらかじめその名称、位置、区域及び供用開始の期日を告示しなければならない。これらを変更し、又は都市公園を廃止したときも同様とする。

(都市公園の設置基準)

第2条の2 法第3条第1項に規定する条例で定める基準は、次に定めるところによる。

(1) 都市公園の市民1人当たりの敷地面積及び市街地の都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積は、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第1条の2に定める敷地面積を標準とする。

(2) 都市公園の配置及び規模の基準は、政令第2条に定める基準とする。

(公園施設の設置基準)

第2条の3 法第4条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の2とする。

2 法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、政令第6条第2項から第5項までに定める範囲とする。

3 政令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

第2章 都市公園の管理

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が次の各号のいずれかに該当するときは、同項又は前項の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 前2号のほか、都市公園の管理上支障があると認めるとき。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

(許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。
- (8) 都市公園をその用途外に利用すること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(運動施設等の利用日及び利用時間)

第6条の2 公園施設のうち、別表第1に掲げる施設（以下「運動施設等」という。）の利用日及び利用時間は、同表に定めるとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。

(運動施設等の利用の許可等)

第7条 運動施設等を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 平地公園交通遊園の特殊自転車を利用できる者は、小学生以下の者とする。

3 第3条第4項及び第5項の規定は、第1項の許可について準用する。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 設置の目的
 - イ 設置の期間
 - ウ 設置の場所
 - エ 公園施設の構造

- オ 公園施設の管理方法
- カ 工事実施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 都市公園の復旧方法
- ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 既に受けた許可の年月日及び番号
- イ 変更する事項及び変更の理由
- ウ その他市長の指示する事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理方法
- (2) 工事実施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 都市公園の復旧方法
- (5) その他市長の指示する事項

(設計書等)

第9条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料)

第10条 法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者又は第7条第1項の運動施設等（平地公園交通遊園の特殊自転車を除く。）の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に係る使用料は、別表第2のとおりとする。

(監督処分)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者
- (4) 第3条第4項第1号又は第2号に掲げる場合に該当する行為をすることが明らかとなつた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
 - (3) 都市公園の管理上やむを得ない必要が生じた場合
- (工作物等を保管した場合の公示事項等)

第11条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
 - (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
 - (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
- 2 法第27条第5項の規定による公示は、前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間、東海市公告式条例（昭和44年東海市条例第3号）第2条第2項に定める掲示場に掲示する方法により行わなければならない。
- 3 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用期間、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聞くことができる。
- 4 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行

わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適當でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

第3章 雜則

(届出)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 第11条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(使用料の徴収)

第13条 使用料は、市長の指定する日までに徴収する。ただし、公園施設を設置し、若しくは管理し、又は都市公園を占用する場合において、当該公園施設を設置し、若しくは管理し、又は都市公園を占用する期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を市長の指定する日までに徴収する。

2 自動販売機を設置する場合においては、前項の規定にかかわらず、その設置している月に係る分を翌月10日までに徴収する。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することのできない理由によって、許可に係る行為ができなくなつた場合その他市長が正当な理由

があると認める場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 市又は市の機関が利用するとき。
- (2) 市又は市の機関が共催し、又は協賛する事業を行うため、利用するとき。
- (3) 公共的団体、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動を行う団体その他の団体が、当該団体の活動に係る事業で市長が公益上必要と認めるものを行うため、利用するとき。
- (4) 前3号のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により減免する使用料の額は、同項第1号から第3号までに該当する場合にあつては使用料の全額とし、同項第4号に該当する場合にあつてはその都度市長が定める額とする。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第16条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、都市公園の管理を法人その他の団体であつて東海市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年東海市条例第15号）の定めるところにより市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる行為の許可に関すること。
- (2) 運動施設等の利用の許可に関すること。
- (3) 第11条に規定する監督処分に関すること。
- (4) 都市公園の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) 自然とのふれあいを通じて心身の健康の維持及び増進を図り、併せて市民のレクリエーションの用に供するための事業の計画及び実施に関すること。
- (6) その他都市公園の管理に関し、市長が必要と認める業務

- 3 指定管理者は、法令、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従つて、都市公園の管理を行わなければならない。
- 4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条、第6条から第7条まで、第11条及び第20条の規定の適用については、第3条及び第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条の2中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第7条第1項、第11条及び第20条第3号中「市長」とあるのは「指定管理者」とする

(利用料金)

第18条 市長は、適當と認めるときは、指定管理者に運動施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させ得ることとする。

- 2 利用料金の額は、第10条の使用料の額の範囲内において、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定める。その額を変更する場合も、同様とする。
- 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を公表しなければならない。
- 4 第10条及び第13条から第15条までの規定は、第1項の規定により指定管理者の収入として收受させる利用料金について準用する。この場合において、第10条中「法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者又は第7条第1項」とあるのは「第7条第1項」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「別表第2のとおり」とあるのは「第18条第2項の規定により指定管理者の定める利用料金」と、第13条第1項中「使用料は、市長」とあるのは「利用料金は、指定管理者」と、第14条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第15条第1項中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 罰則

(過料)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第3条第1項又は第3項（第16条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して、第3条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条（第16条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第5条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第11条第1項又は第2項（第16条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者

第21条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年条例第18号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年条例第4号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第29号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2及び別表第3の（2）の表の改正規定は、昭和53年11月1日から施行する。

2 この条例施行の際、既に自動販売機の設置の許可を受けている者については、その許可期間満了の日までは、なお従前の例による。

附 則（昭和55年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年条例第35号）

- 1 この条例は、昭和57年11月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2及び別表第3の（2）の表の改正規定は、市長が定める日から施行する。

（昭和59年規則第22号で昭和59年8月1日から施行）

附 則（昭和60年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年条例第15号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条、第13条及び別表第2の改正規定並びに別表第3を削る改正規定並びに次項の規定は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市都市公園条例第10条、第13条及び別表第2の規定は、昭和61年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年条例第10号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項の改正規定は昭和63年4月1日から、別表第1有料公園施設の項の改正規定及び別表第2の（2）の表の改正規定は市長が定める日から施行する。

（昭和63年規則第17号で昭和63年6月26日から施行）

附 則（平成元年条例第19号）

- 1 この条例は、市長が定める日から施行する。

（平成3年規則第34号で平成4年4月1日から施行）

- 2 改正後の東海市都市公園条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請及びこれに係る許可の使用料につい

て適用し、施行日前の申請及びこれに係る許可（施行日前に申請し、施行日以後に許可する場合を含む。）の使用料については、なお従前の例による。ただし、施行日以後の別表第2の（1）の表に規定する使用料については、新条例に定める使用料を適用する。

附 則（平成元年条例第26号）

- 1 この条例中、第1条及び次項の規定は平成元年7月1日から、第2条及び附則第3項の規定は市長が定める日から施行する。

（平成3年規則第35号で平成4年4月1日から施行）

- 2 第1条の規定による改正後の東海市都市公園条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の東海市都市公園条例の規定は、同条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請及びこれに係る許可の使用料について適用し、施行日前の申請及びこれに係る許可（施行日前に申請し、施行日以後に許可する場合を含む。）の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成6年条例第18号）

この条例は、平成6年8月1日から施行する。ただし、別表第1無料公園施設の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年条例第35号）

- 1 この条例は、平成7年2月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第2号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市都市公園条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請及びこれに係る許可の使用料について適用し、施行日前の申請及びこれに係る許可（施行日前に申請し、施行日以後に許可する場合を含む。）の使用料については、なお従前の例による。ただし、施行日以後の別表第2の（1）の表に規定する使用料については、新条例に定める使用料を適用する。

附 則（平成9年条例第52号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年4月1日前に都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の規定により許可を受けたことにより東海市都市公園条例別表第2の（1）の表前項に掲げる物件以外の物件を設ける場合の項に規定する物件を設置して都市公園を占用していた者が同日以後において引き続き同一の占用物件により当該都市公園を占用する場合の当該占用物件に係る平成10年度以後の各年度の使用料の額は、改正後の東海市都市公園条例別表第2の（1）の表の規定により算出した当該占用物件に係る平成10年度以後の各年度の使用料の額が当該占用物件に係る平成9年度の使用料の額に平成9年4月1日から平成10年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.1のべき乗を乗じて得た額（以下「調整使用料額」という。）を超える場合については、調整使用料額とする。

附 則（平成10年条例第57号）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市都市公園条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請及びこれに係る許可の使用料について適用し、施行日前の申請及びこれに係る許可（施行日前に申請し、施行日以後に許可する場合を含む。）の使用料については、なお従前の例による。ただし、施行日以後の別表第2の（1）の表に規定する使用料については、新条例に定める使用料を適用する。

附 則（平成12年条例第5号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第60号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第3条第4項、第7条第2項及び第11条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東海市都市公園条例第15条及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第36号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東海市都市公園条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に営利を目的として施行日以後の使用に係る屋外ステージの使用の許可を受けた半田市、常滑市、阿久比町、南知多町、美浜町又は武豊町の区域内に事業所等を有する者からは、改正前の東海市都市公園条例別表第2の（2）の表の規定にかかわらず、施行日前においても当該許可に係る新条例別表第2の（2）の表に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成16年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第19号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の東海市都市公園条例第3条第1項若しくは第3項又は第7条第1項の規定により受けた同日以後の使用に係る許可は、改正後の東海市都市公園条例第3条第1項若しくは第3項又は第7条第1項（第17条第4項の規定が適用される場合にあつては、これらの規定を同項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により受けた許可とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

附 則（平成20年条例第13号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第25号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東海市都市公園条例第18条の規定により新たに利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合における同条第2項及び第3項の手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

附 則（平成21年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第24号）抄

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第45号）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の東海市都市公園条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の都市公園の利用に係る使用料について適用し、施行日前の都市公園の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日前に施行日以後の都市公園の利用に係る許可を受けた者からは、改正前の東海市都市公園条例別表第2の（1）の表の規定にかかわらず、施行日前においても当該許可に係る新条例別表第2の（1）の表に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成26年条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の東海市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第1に定める太田川駅前イベント広場A区画、太田川駅前イベント広場B区画、太田川駅前イベント広場C区画、太田川駅前イベント広場D区画、太田川駅前イベント広場E区画、太田川駅前イベント広場F区画、太田川駅前イベント広場G区画又は太田川駅前イベント広場H区画（以下「A区画等」という。）を利用しようとする者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても施行日以後の利用に係る許可を受けることができる。

3 前項の規定によりA区画等の利用の許可を受けた者からは、施行日前においても当該許可に係る新条例別表第2の（2）の表に定める額の使用料を徴収することがで

きる。

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

附 則（平成28年条例第24号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の東海市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第2の（1）の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 新条例別表第2の（2）の表の規定は、施行日以後に申請する運動施設等の利用に係る使用料について適用し、施行日前に申請した運動施設等の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 4 施行日前に施行日以後の利用に係る許可を受けた者からは、改正前の東海市都市公園条例別表第2の（1）の表の規定にかかわらず、施行日前においても当該許可に係る新条例別表第2の（1）の表に定める額の使用料を徴収することができる。

別表第1（第6条の2関係）

| 運動施設等の名称 | 利用日 | 利用時間 | |
|------------|----------------|--------------------------------|---------------------|
| 大池公園野球場 | 1月4日から12月28日まで | 1月4日から4月30日まで及び11月1日から12月28日まで | 午前7時から午後5時まで |
| 大池公園テニスコート | | 5月1日から10月31日まで | 午前7時から午後7時（野球場について） |
| 平地公園野球場 | | | |

| | | | |
|--------------------------------|-----------------------------|--------------------------------|--------------|
| 平地公園テニスコート 元浜公園屋外ステージ | | | は、午後9時)まで |
| 上野台公園テニスコート | 1月4日から12月28日まで | 1月4日から4月30日まで及び11月1日から12月28日まで | 午前9時から午後5時まで |
| | | 5月1日から10月31日まで | 午前9時から午後7時まで |
| 平地公園交通遊園 (ゴーカート及び特殊自転車に限る。) | 1月4日から12月28日までの土曜日、日曜日及び休日等 | 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。) | |
| 太田川駅前イベント 広場駅東A区画 | 1月4日から12月28日まで | 午前6時から午後10時まで | |
| 太田川駅前イベント 広場駅東B区画 | | | |
| 太田川駅前イベント 広場駅東C区画 | | | |
| 太田川駅前イベント 広場駅東D区画 | | | |
| 太田川駅前イベント 広場駅東E区画 | | | |
| 太田川駅前イベント 広場駅東F区画 | | | |
| 太田川駅前イベント 広場駅東G区画 | | | |
| 太田川駅前イベント 広場駅東H区画 | | | |

| | |
|-----------|--|
| 太田川駅前イベント | |
| 広場駅西A区画 | |
| 太田川駅前イベント | |
| 広場駅西B区画 | |
| 太田川駅前イベント | |
| 広場駅西C区画 | |
| 太田川駅前イベント | |
| 広場駅西D区画 | |

備考

- 1 この表において「休日等」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、東海市立学校管理規則（昭和44年東海市教育委員会規則第7号）第6条第2項第1号から第4号までに規定する休業日その他市長が必要と認める日をいう。
- 2 大池公園及び平地公園の野球場夜間照明施設の利用日は、5月1日から10月31日までとする。

別表第2（第10条関係）

（1）都市公園使用料

| 区分 | 単位 | 使用料（円） |
|---|------------------|--------|
| 公園施設を設ける場合 | 1平方メートル1年 につき | 3,800 |
| 公園施設を管理する場合 | 1平方メートル1年 につき | 6,380 |
| 東海市道路占用料条例（昭和51年東海市条例第25号。以下「条例」という。）別表の物件（法第7条第1項第1号から第4号まで並びに政令第12条第2項第1号、第7号及び第8号に掲げる物件に限る。）を設ける場合 | 条例別表の単位 | 条例別表の額 |
| 前項に掲げる物件以外の物件を設ける場合 | 1平方メートル1年 | 1,600 |

| | | |
|------------------------------------|--------------|--------|
| | につき | |
| 物品販売、募金その他これらに類する行為をする場合 | 1日につき | 820 |
| 業として写真の撮影を行う場合 | 1日につき | 820 |
| 業として映画の撮影を行う場合 | 1日につき | 8, 250 |
| 営利を目的として興行、展示会、集会その他これらに類する催しを行う場合 | 1平方メートル1日につき | 12 |

備考

- 1 都市公園の利用の面積が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 2 使用料の額が年額で定められている物件に係る利用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお、1月末満の端数があるときは1月として計算し、使用料の額が日額で定められている物件に係る利用の期間が1日未満であるとき又はその期間に1日未満の端数があるときは1日として計算するものとする。
- 3 公園施設を設け、若しくは管理する場合の使用料の額に10円未満の端数があるとき又はこれらの場合以外の使用料の額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数金額を切り捨てる。
- 4 自動販売機を設置する場合は、この表に定める使用料にかかわらず、販売額に次に定める率を乗じて得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。
 - (1) 屋内に設置する場合にあつては、100分の11
 - (2) 屋外に設置する場合にあつては、100分の5.5
- 5 日本電信電話株式会社が電気通信業務の用に供する電話柱等を設置する場合は、この表に定める使用料にかかわらず、電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1の額による。この場合において、各年度における許可の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、1年として計算するものとする。
 - (2) 運動施設等使用料

| 都市公園名 | 運動施設等の名称 | 単位 | 使用料（円） |
|-----------------|---------------------|---------------------------|--------|
| 大池公園 | 野球場 | 2時間につき | 1, 850 |
| | 野球場夜間照明施設 | 最初の1時間 | 4, 590 |
| | | 以後30分までごとに | 2, 290 |
| | テニスコート | 1コート2時間につき | 420 |
| | 屋外ステージ | 1時間につき | 840 |
| 平地公園 | 野球場 | 2時間につき | 1, 850 |
| | 野球場夜間照明施設 | 最初の1時間 | 4, 590 |
| | | 以後30分までごとに | 2, 290 |
| | テニスコート | 1コート2時間につき | 420 |
| | 交通遊園（ゴーカートに限 る。） | 汨撫潭正揚‰檉檜 ⁴ 桓概漚 | 110 |
| 上野台公園 | テニスコート | 1コート2時間につき | 420 |
| 元浜公園 | 屋外ステージ | 1時間につき | 1, 320 |
| 太田川駅前イ ベント広場 | 駅東A区画 | 1時間につき | 160 |
| | 駅東B区画 | 1時間につき | 170 |
| | 駅東C区画 | 1時間につき | 110 |
| | 駅東D区画 | 1時間につき | 110 |
| | 駅東E区画 | 1時間につき | 60 |
| | 駅東F区画 | 1時間につき | 60 |
| | 駅東G区画 | 1時間につき | 330 |
| | 駅東H区画 | 1時間につき | 320 |
| | 駅西A区画 | 1時間につき | 240 |
| | 駅西B区画 | 1時間につき | 240 |
| | 駅西C区画 | 1時間につき | 240 |
| | 駅西D区画 | 1時間につき | 240 |

備考

- 1 利用時間がこの表に定める単位未満のとき又はその時間に単位未満の端数があるときは、1単位として計算するものとする。

2 営利を目的として屋外ステージ、駅東A区画、駅東B区画、駅東C区画、駅東D区画、駅東E区画、駅東F区画、駅東G区画、駅東H区画、駅西A区画、駅西B区画、駅西C区画又は駅西D区画を利用する場合は、この表に定める使用料の3倍の額（東海市、半田市、常滑市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町又は武豊町の区域内に事業所等を有しない者にあつては、5倍の額）とする。